ＮＰＯ法人サウス宇都宮スポーツクラブ

サウス宇都宮第 0010 号
制定　2010 年 4 月 1 日
改定　2026 年 11 月 6 日

マイクロバス使用規程

（目的）

第１条　この規程は、ＮＰＯ法人サウス宇都宮スポーツクラブ（以下「法人」という。）が所有するマイクロバスを適正に管理し、道路運送法及び道路交通法を守って安全かつ効率的に使用するため、必要な事項を定める。

（車両及び管理者）

第２条　対象とする車両及び管理者は、次のとおりとする。

(1)　車両　法人所有のマイクロバス１台（登録番号：　　、乗車定員：　　名）

(2)　管理者　法人理事長

(3)　安全運転管理者　道路交通法第 74 条の 3 の規定により、法人が選任し公安委員会に届け出た者

（使用できる場合）

第３条　マイクロバスは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り使用することができる。

(1)　法人が主催する事業に使用するとき。

(2)　法人の下部クラブが、各種大会、研修、視察等に使用するとき。

(3)　町内の公共的団体その他の外部団体が使用する場合で、理事長が適当と認めたとき。

（使用の申込み及び承認）

第４条　マイクロバスを使用しようとする団体の代表者は、使用日の 7 日前までに、使用日時、行き先、乗車人数、運転者を記入した使用申込書を管理者に提出し、承認を受けなければならない。

2　承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、運行記録簿に必要事項を記入し、法令を守って安全運転を行う。

（使用の制限）

第５条　次の各号のいずれかに該当するときは、マイクロバスの使用を承認しない。

(1)　使用期間が引き続き 3 日以上にわたるとき。ただし、管理者が使用目的を妥当と認めた場合を除く。

(2)　1 日の運行予定距離が 300 キロメートルを超えるとき。

(3)　前 2 号のほか、管理者が運行管理上支障があると認めたとき。

（運転者）

第６条　マイクロバスを運転できる者は、次の各号のすべてを満たす者で、管理者が運転者名簿に登録した者とする。

(1)　マイクロバスを運転できる運転免許（中型免許又は 8 トン限定中型免許以上）を有すること。

(2)　車両に付けている自動車保険の運転者の条件（年齢等）に当てはまること。

(3)　交通法規を守り、安全運転を行うこと。

2　運転者は、運転の前後に安全運転管理者又はその指示を受けた者によるアルコール検知器を用いた確認を受け、その結果を記録しなければならない。

3　運転者は、運転の前に日常点検を行い、乗車定員を守り、乗車する全員にシートベルトを着用させなければならない。

（運送の形態）

第7条　マイクロバスによる運送は、道路運送法の許可又は登録を要しない無償の運送として行い、乗車する者から運賃、送迎代その他運送の対価を受け取ってはならない。

2　第3条第1号及び第2号の使用は、法人が運送の主体となり、法人が依頼した運転者が運転する。

3　第3条第3号の使用は、法人が車両を無償で貸し出し、使用する外部団体が運転者を手配する。ただし、外部団体の求めにより法人が運転者を依頼する場合は、前項と同じ扱いとする。

（経費の負担）

第8条　使用者が負担する経費は、その使用に要した次の実費に限る。法人は、マイクロバスの使用料を徴収しない。但し消耗費（マイクロバス維持費）として計上させて頂きます。

☆マイクロバス維持費（車検・保険・諸経費等）

(1)　燃料代（返却時に燃料を満タンにして返却する。）

(2)　高速道路等の通行料

(3)　駐車場料金

(4)　その使用のためだけに加入する保険の保険料

2　使用者が前項の実費を乗車する者で分け合うことは差し支えない。この場合、実費を超える金額を集めてはならない。

3　車検、自動車保険、税金その他マイクロバスの維持に要する費用は、法人の会費、寄付金、協賛金及び補助金等で賄う。

（運転者への謝金）

第9条　法人が運転を依頼した運転者には、法人の会計から別表の謝金（交通費及び食事代相当）を支払う。この謝金を使用者又は乗車する者に負担させてはならない。

1　第7条第3項本文により外部団体が手配した運転者に謝金を支払う場合は、その外部団体が自らの負担で支払う。この場合も、乗車する者から運送の対価を集めてはならない。

（事故等の処理）

第10条　使用中のマイクロバスに事故が生じたときは、使用者は必要な措置を講ずるとともに、速やかに管理者、警察その他の関係者及び保険会社に連絡しなければならない。

1　事故による損害のうち保険で補填されないものの負担は、管理者と使用者が協議して定める。

（返却及び清掃）

第11条　使用者は、用務を終えたときは、速やかに運行記録簿に走行距離その他必要事項を記入し、マイクロバスを清掃して管理者に返却しなければならない。

（運転業務の委託）

第12条　管理者は、マイクロバスの運転業務を外部に委託することができる。この場合の委託料は、法人が負担する。

（その他）

第 13 条　この規程に定めるもののほか、マイクロバスに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

1　この規程は、2010 年 4 月 1 日から施行する。

2　この改定は、2026 年 11 月 6 日から施行する。

3　使用申込書及び運行記録簿の様式は、別に定める。

4　白ナンバー運行を図る為栃木運輸支局（道路運送法）に確認後
理事会に報告承認。

別表　運転者への消耗費・謝金（第 9 条）

項目	**市内**	**県内**	**県外**
維持費	5000	7000	20000
謝金	3000	5,000 円	7,000 円 （宿泊を伴う場合は 1 泊につき 10,000 円を加算）

※ 法人関連クラブの会計から支払う。

【理事会説明用】改定のポイント

根拠：国土交通省「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」（令和 6 年 3 月 1 日国自旅第 359 号、令和 8 年 6 月 5 日改正）、道路運送法第 78 条・第 80 条、道路交通法第 74 条の 3

項目	旧規程	問題点	改定の内容
使用料金（旧第 8 条・料金表）	市内 1 万円・県内 2 万円・県外 3 万円＋宿泊 1 万円を使用団体から徴収	車検・保険の維持費に充てる使用料は「実費」に当たらない。運転付きなら有償運送（白バス）、車だけでも有料の貸出しは道路運送法 80 条の許可が必要	使用料を廃止。使用者の負担は燃料・高速・駐車場・保険の実費だけ（第 8 条）。維持費は会費・寄付・協賛で賄う
運転者への謝金（旧第 8 条）	5,000 円・7,000 円を使用団体が負担	乗る側が運転者に決まった額を払う形は、運送の対価とみなされるおそれがある（ガイドラインⅢ-1 ただし書き）	法人が依頼した運転者には法人の会計から支払う（第 9 条。ガイドラインⅢ-3）。外部団体が自分で手配した運転者は外部団体の負担
運送の形態	定めなし	誰が運送の主体か、運賃を取らないことが書かれていない	第 7 条を新設。無償運送であること、主体が法人か外部団体かを明記
運転者（旧第 7 条）	「運転可能な免許証」	マイクロバスは中型免許が必要。保険の運転者条件も未確認	中型免許、保険条件、運転者名簿への登録を明記（第 6 条）
安全運転管理者・アルコール確認	定めなし	乗車定員 11 人以上の車を 1 台でも使う事業所は、安全運転管理者の選任とアルコール検知器での確認・記録が義務	第 2 条第 3 号、第 6 条第 2 項を新設
附則	制定 2010 年 4 月 1 日なのに「2026 年 4 月 1 日から施行」「公布の日から施行」が並ぶ。「訓令」の語	施行日が矛盾。「訓令」は役所の用語	制定日と改定日を分けて記載。「規程」に統一
文書番号	「第-00010 号」	ホームページ・お知らせ下書きは「第 0010 号」	「サウス宇都宮第 0010 号」に統一
字句	「行バス管理者」「法定守り」「認めたられた場合時」、号番号の(3)抜け、第 11 条の文が途中で切れている、「運航記録書」と「運転管理表」が混在	誤字・脱字・名称の不統一	誤字を直し、号番号を振り直し、第 12 条を完結。記録の名称を「運行記録簿」に統一

※ 本改定案は一般的な整理に基づくもので、法的に確定した判断ではありません。施行前に栃木運輸支局（輸送担当）へ「この形で許可が要らないか」を確認することを勧めます。